平成 23 年 3 月 20 日

（別紙のとおり）　殿

関東財務局長　森川　卓也

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害
に対する金融上の措置の更なる周知徹底等について

平成 23 年（2011 年）３月 11 日に、「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」を要請したところであるが、当該要請の内容について改めて各営業店への周知徹底を図るとともに、本部の指揮の下、本支店間の連携を密にし、必要に応じ他の金融機関とも連携をとり、各営業店において、被災者の方々の要請内容を踏まえ、被災者の状況に応じてきめ細かく弾力的･迅速な対応に努められたい。

その際、被災に遭われた事業者における期末資金等の必要資金に係る融資申込みに対しては、それぞれの実情を踏まえ、融資審査に際しての提出書類等を必要最小限のものとするなど、弾力的・迅速な対応を行うよう努められたい。

また、被災に遭われた中小企業者及び住宅ローン借入者からの貸付条件の変更等の申込みに対しては、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、積極的な対応を徹底するよう努められたい。

以　　上

【本件に関する照会先】
財務省関東財務局 理財部 金融調整官
電話　０４８－６００－１２７５

（別　紙）

要請先

銀行協会（１０協会）

埼玉県銀行協会会長	茨城県銀行協会会長	栃木県銀行協会会長
群馬県銀行協会会長	千葉県銀行協会会長	東京銀行協会会長
横浜銀行協会会長	新潟県銀行協会会長	山梨県銀行協会会長
長野県銀行協会会長	－	－

信用金庫協会（１０協会）

埼玉県信用金庫協会会長	茨城県信用金庫協会会長	栃木県信用金庫協会会長
群馬県信用金庫協会会長	千葉県信用金庫協会会長	東京都信用金庫協会会長
神奈川県信用金庫協会会長	新潟県信用金庫協会会長	山梨県信用金庫協会会長
長野県信用金庫協会会長	－	－

信用組合協会（１０協会）

埼玉県信用組合協会会長	茨城県信用組合協会会長	栃木県信用組合協会会長
群馬県信用組合協会会長	千葉県信用組合協会会長	東京都信用組合協会会長
神奈川県信用組合協会会長	新潟県信用組合協会会長	山梨県信用組合協会会長
長野県信用組合協会会長	－	－

労働金庫（３金庫）

中央労働金庫理事長	新潟県労働金庫理事長	長野県労働金庫理事長

都県（１都９県）

埼玉県知事	茨城県知事	栃木県知事
群馬県知事	千葉県知事	東京都知事
神奈川県知事	新潟県知事	山梨県知事
長野県知事	－	－